

## 碧南市附属機関等会議公開規程

(平成23年7月1日公告第140号)

(趣旨)

第1条 この規程は、市の附属機関等の会議を公開することにより、附属機関等の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた市政の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「附属機関等」とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法令又は条例の定めるところにより、市が設置する機関
- (2) その他の機関 前号に規定するもののほか、学識経験者、識見を有する者、市民等の意見を聴取し市政運営に反映させることを目的に、規則、規程等により市が設置する機関。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 市職員のみを構成員として組織されているもの。
  - イ 関係機関との連絡調整を主たる活動内容として設置されているもの。

(会議の公開の基準)

第3条 附属機関等の会議は、法令又は条例に特別の定めがある場合を除き、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 碧南市情報公開条例（平成12年碧南市条例第28号）第7条各号に掲げる非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項について審議等を行う場合
- (2) 不服申立て、苦情、あつせん及び調停に関する内容を扱う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正若しくは円滑な会議の運営が阻害され、又は会議の目的が達成できなくなるおそれがあると認められる場合

(公開の方法等)

第4条 会議の公開は、会場に傍聴席を設け、当該会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）に傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を保持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 附属機関等の長は、会議を公開しようとする場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を定め公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 会議の全部公開又は一部非公開の別

(6) 会議の一部を非公開にする場合においては、その理由

(7) 傍聴手続

(8) 傍聴できる人数（以下「定員」という。）及び傍聴希望者が定員を超えた場合の措置

(9) その他必要と認められる事項

3 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 静粛に傍聴することとし、拍手、私語等を発しないこと。

(2) みだりに席を離れること又は他人に迷惑となる行為はしないこと。

(3) 会議の内容を録画、録音又は写真撮影しないこと。ただし附属機関等の長の許可を得たときは、この限りでない。

(4) 携帯電話等無線機器を使用しないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

（傍聴者への会議資料配布）

第5条 附属機関等の長は、傍聴者に会議資料を配布し、又は閲覧に供するものとする。

ただし、会議資料に非公開情報が記載されている場合又は資料等が大量になると附属機関等の長が判断した場合は、資料等の全部又は一部を配布しないことができる。

（傍聴者の退場）

第6条 傍聴者は、附属機関等の長が当該会議が非公開であることを宣言したとき又は当

該会議が終了したときは、速やかに退場しなければならない。

- 2 附属機関等の長は、傍聴者が第4条第3項各号に規定する事項を遵守しないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(会議資料等の公開)

第7条 附属機関等は、公開した会議等の会議資料及び次に掲げる事項を記載した会議録（以下「会議資料等」という。）を公開するものとする。ただし、当該会議資料等に非公開情報が含まれている場合は除く。

- (1) 会議の名称
  - (2) 開催日時
  - (3) 開催場所
  - (4) 議題
  - (5) 出席者の氏名
  - (6) 議事録又は議事の要旨（発言者の氏名を公開する場合は、あらかじめ会議において出席者の同意を得ることとする。）
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、附属機関等において必要と認めた事項
- (実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年、附属機関等の会議の公開の実施状況を取りまとめて公表するものとする。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。